

「寝た子」はネットで起こされる！？

～「部落差別解消推進法」施行と今後の課題～

(一社) 山口県人権啓発センター
事務局長 川口 泰司

1. 市民の感覚

- ①「今でも、部落差別ってあるの？」(身近に感じない＝差別はない。昔の話)
- ②「そっとしておけば、自然になくなる」(「寝た子を起こすな」論)
- ③「自分は差別しないから、関係ない＝学ぶ必要もない」(「無知・無理解・無関心」)

2. 部落問題解決の法律

- (1) 1965年(S40) 内閣「同和対策審議会」答申(「事業法」のみ具体化)
- (2) 1969年(S44) 同和対策事業「特別措置法」(貧困対策、住環境改善)
2002年(H14) 「特別措置法」が失効(同和行政・同和教育の後退)
⇒差別の放置・悪化(あいつぐ差別事件、ネット差別の深刻化)
- (3) 2016年(H28) 部落差別解消法(12/9成立・12/16施行)

3. 「部落差別解消推進法」成立、施行(2016年12月16日)

(1) 意義

- ①「現在もなお部落差別は存在する」と国が認めた。(「寝た子を起こすな」を否定)
- ②「部落差別は許されない」との法規範を示した。(「部落差別は違法!」)
- ③「部落差別解消に関する施策の実施」の行政責任を示した(同和行政の根拠法)。

(2) 具体的施策

- ①第2条「基本理念」の周知・徹底
- ②第4条「相談体制」の充実(生活相談、人権侵害、ネット相談等)
- ③第5条「教育・啓発」の実施(部落問題学習の実施・充実)
- ④第6条「実態調査」の実施(部落差別の実態把握)

(3) 当面の課題

- ①「法」の周知徹底と「推進体制」の強化(現行施策の見直し・実施計画の策定)
- ②同和教育・啓発(全学校・全校区で部落問題学習の実施を!)
- ③インターネット上の部落差別、人権侵害への対策

4. 差別事件の深刻化～「空白の15年」～【法成立の背景①】

(1) 攻撃化・扇動化・悪質化する差別事件（「底が抜けた」）

2011年 水平社博物館前での差別街宣事件（150万円の損害賠償）
2012年 週刊誌の出自暴き（『週刊朝日』、『週刊現代』2014年）
2015年 大阪、兵庫、京都での大量差別ピラ事件（38ヶ所、1800枚以上）

(2) 同和地区問合せ事件の増加（10年で3倍に！ 46件⇒160件）

(3) 土地差別（不動産取引における同和地区忌避）

2007年 関西のマンション開発業者における土地差別調査事件
2012年 K住宅販売会社による土地差別調査事件（13府県23件）
⇒背景には、不動産購入における同和地区の忌避意識

(4) 戸籍不正取得事件（探偵と行政書士等が不正取得、結婚調査）

2011年 東京・プライム事件（1万件以上、「職務上請求書」偽造）
2012年 群馬・ベルリサーチ事件（2万件以上、「職務上請求書」偽造）
⇒不正取得された戸籍・住民票は身元調査（結婚調査、採用調査）に利用
⇒逮捕者33名、闇の個人情報ビジネス（「情報屋」の存在、1500社が利用）

(5) 結婚差別と身元調査

・結婚相手の身元調査・・・2人に1人が肯定（新潟65% 福岡42% 三重44%）
・結婚相手で同和地区が気になる・・・5人に1人（福岡33%、大阪20%、尼崎24%）
・部落青年の結婚差別・・・3人に1人（鳥取36%、大阪35%、長野40%）

5. 「インターネット上の部落差別の深刻化」【法成立の背景②】

(1) ネット社会の光と影

- ①情報源と「質」の変化（「検索」の危険性）
- ②「拡散」と「蓄積」（削除不可能、ログ化）
- ③「可視化」「接続化」「記録化」（差別主義者の台頭）
⇒「ネット空間」と「現実」のボーダレス化、人権基準の破壊。

(2) ネット上の部落差別の深刻化

①「偏見・差別情報」が圧倒的

・Wikipedia、Yahoo!知恵袋（質問サイト）、SNS上での差別投稿・動画等
→「無知」「無理解」「無関心」な人が危ない！

②ネット版「部落地名総鑑」が公開（検索上位）

- ・ネット版「部落地名総鑑」が検索トップ（「同和地区」「部落問題」検索）
- ・同和地区の所在地を地図化（Google マップ、ストリートビューを利用）
- ・部落出身者リスト（市町村別の部落出身者の「苗字」を1万人以上）
- ・解放運動団体の役員・個人の名前・住所・電話番号等（1000人以上）公開
- ・同和地区の所在地を調べる方法を教示

★確信犯：鳥取ループ・「示現舎」が作成・公開

- ・「誰でも気軽に、ネットで身元調査」が可能な仕組みを作る
 - ・「部落」と「部落出身者」をネット上に晒し続ける行為
- ⇒閲覧するほど、検索上位に、広告収入でも儲かる仕組み！（要注意）

(3) 鳥取ループ・示現舎とは？

- ①鳥取ループ（ブログ名）、示現舎（出版社・川崎市、Mが共同代表）
- ②同和地区の所在地の開示・裁判マニア、（鳥取市、鳥取県、大阪法務局、滋賀県）
- ③根底に同和行政・解放運動への反発（電子書籍・ブログ等で発信、広告・出版収入）

6. 復刻版『全国部落調査』出版事件(2016年2月～)【背景③】

(1) 鳥取ループ・示現舎とは？

- ①鳥取ループ（ブログ名）、示現舎（出版社・川崎市、実質2名）
- ②同和地区の所在地の晒し・裁判マニア、（鳥取市、鳥取県、大阪法務局、滋賀県）
- ③根底に同和行政・解放運動への反発（ネット機能を悪用し、差別扇動）

(2) この間の経過 2016年～現在裁判中

2016年	
2月08日	示現舎が『全国部落調査・復刻版』をAmazonで予約開始（4/1発売）
2月10日	アマゾン出版が販売中止（既に53冊予約済）
2月15日	解放同盟中央本部が法務省へ申し入れ。東京法務局がMを事情聴取
3月08日	解放同盟中央書記長が本人と面談（発刊中止の要請を拒否）
3月10日	法務大臣「人権擁護上、看過できない問題であり、あってはならない」（参議院法委）
3月28日	横浜地裁が『全国部落調査・復刻版』の出版禁止の仮処分決定
3月29日	東京法務局長が示現舎（M）に「人権侵犯事件」として説示
3月29日	ヤフオクに『全国部落調査』・訴訟資料出品、51,000円で落札（150件入札）
4月05日	法務大臣「人権擁護上、看過できない問題であり、あってはならない」（参議院法委）
4月07日	横浜地裁が示現舎に出版禁止の強制執行（対象物は不存在で執行不能）
4月08日	Mの自宅マンション仮差押決定（2017年7/11、Mの「異議申立」棄却・決定支持）
4月12日	『全国部落調査・復刻版』をネット上にPDFファイルで公開・拡散
4月18日	横浜地裁がウェブサイト掲載禁止の仮処分決定⇒ミラーサイト（複写）作成、拡散
4月19日	解放同盟・同盟員が東京地裁「損害賠償請求」（原告最終248名、約2億8千万円）
7月05日	第1回口頭弁論、M「被差別部落出身という身分は法的に存在しない」
7月19日	1日10万円の間接強制決定（サイト等での一切の公表禁止を破れば罰金）
9月27日	第2回口頭弁論、M「他人が勝手にやった」「研究のための出版」
12月12日	第3回口頭弁論、M「差別助長は被害妄想」「復刻は学問の自由」
12月16日	「部落差別解消法」公布・施行
2017年	
3月13日	第4回口頭弁論、
3月16日	横浜地裁が「仮処分決定」の不服申立を棄却（出版・サイト掲載禁止を維持）
4月25日	京都地裁「ネットの電話帳」Aさんの個人情報・削除命令、罰金5万円
6月16日	出版禁止の仮処分決定、東京高裁も地裁判決を支持（抗告を棄却）
6月26日	第5回口頭弁論
7月11日	Mの自宅マンション仮差押は「妥当」と、Mの異議申立棄却（横浜地裁相模原支部）
	・「復刻版」の公表は部落差別の形成・助長になると認定。
	・Mが「同和地区Wiki」管理人であり、「人物一覧」掲載の管理者責任を認定。
9月25日	第6回口頭弁論
9月28日	東京高裁がウェブサイト仮処分決定を「維持」決定（Mの抗告棄却）
12月25日	第7回口頭弁論

(3) 鳥取ループ・示現舎の主張（要点）

- ①同和地区を明らかにしても差別はおきない(部落出身という身分は法律上「ない」)
- ②部落差別が残っているのは解放運動や同和行政が原因
- ③当事者が同和地区を明らかにすることはOKなのに、「他人がダメ」はおかしい
⇒「名乗る」こと「暴く」ことは違う。（「カミングアウト」と「アウティング」）
⇒本人同意なく「暴く」ことは、プライバシー侵害であり、差別扇動！

(4) 差別性と問題点

- ①部落差別の助長・差別扇動そのもの(部落と部落民を「暴き」、ネット上に「晒す」)
- ②「部落地名総鑑」の公表・販売は、身元調査を容易にし、差別を助長・誘発
- ③部落解放運動、同和行政・教育の成果（人権基準・システム）を破壊

(5) 現実社会での被害

- ①身元調査・土地差別調査で利用（結婚差別、掲示板・質問サイト等でも頻発）
- ②学校現場への影響（友人、恋人、自身の身元調査・部落検索、デマ・偏見情報の拡散）
- ③運動関係者への攻撃（無言電話等）、差別ハガキ事件、ネット上での攻撃
- ④差別情報の閲覧によるダメージ（当事者の心理的被害、自己開示への恐怖増大）

(6) ネット版「部落地名総鑑」の規制へ

- ①【実態調査】 ネット版「部落地名総鑑」の拡散・悪用状況の把握
- ②【削除対応】 投稿者・管理者・プロバイダー、被害者への告知（自治会等）
- ③【削除基準】 ガイドライン作成（…例） 部落地名総鑑の流布は削除対象など
※部落差別解消法や職業安定法第5条4項、条例等などを根拠に。

7. 「部落差別解消法」の具体化に向けて

(1) 「部落差別解消推進法」の周知徹底

「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努める」（2条）

- ①議会質問（福岡県、広島県、和歌山県、兵庫県、京都府、奈良県、山口県など）
⇒兵庫県たつの市「部落差別解消推進条例」制定（2017年12月）
- ②パンフ・ポスター等（兵庫県はパンフ10万部作成、鳥取県はテレビCM放送）
- ③職場・学校・地域などあらゆる場で周知を。

(2) 部落問題学習・研修の徹底を！

- ①若者の部落問題認識（「顔が見えない」同和教育）
 - ・同和教育経験「なし」42%（前回 2009年 23%、2015年近畿大学）
 - ・部落出身者の知人・友人「いない・分からない」87%（2014年「若者の共生意識調査」）
⇒「リアリティの欠如」「記号化する部落（出身者）」

②部落問題学習をする上でのポイント

- ・「顔の見える」部落問題学習（当事者との出会い、差別の現実、人権獲得の闘い）
- ・自己開示をして、受けとめてくれる仲間・集団づくり（「キャッチャー」の存在）
- ・「マジョリティの特権」を考える（「当たり前」、無自覚の抑圧性・差別意識）
- ・マイノリティの「エンパワメント」（肯定的アイデンティティの育成）

※[回和教育](#)の後退⇒「社会的立場」の自覚は親次第？差別を受けた時は？

③部落問題学習の教材、指導者の育成

- ・『はじめてみよう！これからの部落問題学習』（解放出版社、2017年）
- ・大分県教委『部落差別解消法より学ぶ』教職員学習資料

（3）ネット差別の対策が急務！

①ネット版「部落地名総鑑」の規制、削除要請

※プロバイダー関連4団体「契約約款モデル」解説改訂（差別禁止規定、3/15）

②ネット人権侵害に対する対策（モニタリング・削除要請・相談体制）

- ・広島県福山市、兵庫県尼崎市・姫路市・宝塚市、三重県、奈良県、香川県など。
- ・市町村⇒県⇒国で実態把握を！⇒削除基準（ガイドライン）の策定へ！
- ・ネットパトロール市民の育成

③正しい情報発信（良質サイトを検索上位に 「ワンクリック運動」）

- ・「Wikipedia」の部落問題記述の投稿
 - ・「Yahoo!知恵袋」への正しい回答投稿
 - ・部落問題のサイトの充実
 - ・人権教育で使用できるサイトの確認（推薦・指定サイト）
 - ・差別サイトの「検索下位」＝良質サイトの検索上位運動（ワンクリック）
- ※検索「部落差別 ABDARC」など、キーワード検索を何度も行い上位に。

「ストップ！部落調査」（「全国部落調査」復刻版裁判公式サイト）

「ABDARC」（アブダーク：対鳥取ループ裁判支援サイト）

「部落差別 ～つばめ次郎のブログ」（TUBAME-JIRO）

「ふらっと 人権情報ネットワーク」（ニューメディア人権機構）

（4）差別禁止法を求めて

①差別意識には、教育・啓発

⇒「部落差別解消推進法」（2016年12月）

⇒「ヘイトスピーチ解消法」（2016年6月）

②悪質な差別には、法的規制⇒「差別禁止法」「規制条例」が必要

③被害者の救済（機関）⇒「人権侵害救済法」が必要

資料1 部落差別の解消の推進に関する法律 (平成28年法律第109号)

2016年12月16日公布・施行

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

資料2 ネット人権侵害の現状と対策

1. 法務省のネット上の人権侵害への対応

- (1) ネット上の人権侵害事件・・・1909件（2016年過去最高 10年前の約7倍）
- (2) 法務省の削除要請率・・・**18,2%**（処理件数 326件/1789件）
 - ①法務省は「援助」（本人削除）が基本。本人がプロバイダー等へ削除依頼。
 - ②法務省がプロバイダー等へ削除要請する条件（人権侵害事件と認定した場合）
⇒被害者自らによる削除依頼が困難な場合 or 本人が削除要請をしてもダメな場合
- (3) 同和問題の削除要請（2013年5件、 2014年10件、 2015年30件）
- (4) 個人の削除要請の現状
 - ①個人が削除要請しても、ほとんど対応されない。（「2ちゃんねる」削除率は約10%）
 - ②海外の業者利用の場合、国内法が適用されず、他言語で部落差別を説明するのも困難。
⇒個人より、国や行政が削除要請する方が、削除率が高く・被害者救済に効果的！

2. 国・地方自治体の課題

- (1) ネット人権侵害の相談窓口
 - ・被害者を確実に救済する仕組みの整備が急務。
 - ・ネット人権侵害の専門家の育成・配置。対応可能な機関との連携・誘導。
- (2) モニタリングの実施（ネット上の差別・人権侵害の実態把握）
 - ・差別的サイト、同和地区情報の拡散などをモニタリングし、削除要請等の対応。
 - ・外部団体への委託やボランティアスタッフ等との連携した取り組み。
※削除基準ガイドライン作成・・・例）部落地名総鑑の流布は削除対象など
- (3) 違反通報窓口の設置
 - ・行政自ら発見するには限界がある。
 - ・市民から通報してもらい、行政が削除要請等の対応も効果的。
- (4) ネット版「部落地名総鑑」の規制
 - ・削除要請（投稿者・管理者・プロバイダー）、被害者告知

【具体的実践例】

- ①法務省：ヘイトスピーチ対策の専属スタッフ（数名配置で削除要請等への対応）
- ②大阪府：HPに差別書込の通報窓口を設置。
- ③奈良県：39市町村「啓発連協」（週2回、5人で監視、75%が部落差別の書込）
- ④伊賀市：モニタリング・削除要請
- ⑤尼崎市：モニタリング（5台のPC、週2回、2時間程度⇒若手職員人権研修として）
- ⑥福山市：モニタリング（人権推進課2名、毎日1時間程度、市内の部落の情報等）
⇒2015年度は49件削除要請、約7割が削除。10年で400件削除

3. 企業(サービス事業者)の課題

(1) 利用規約に「人権ガイドライン」(差別投稿・部落地名総鑑公開の禁止)規定を!

- ①利用規約に「差別投稿」は削除明記! 削除要請に従わない場合は、事業者が削除。
※総務省要請(17/1)⇒業界団体が『契約約款モデル』の禁止規定を改訂(17/3)
⇒ヘイトスピーチ、「同和地区を示す情報」(差別助長・誘発目的)を禁止!
- ②各社の利用規約に「部落地名総鑑」の流布の禁止規定を!
- ③差別的サイトには、広告バナー等の不掲載・撤退の対応を!

(2) 通報窓口・削除対応

- ①Twitter、Facebook、YouTube、Microsoft、Google5社(24時間以内に削除)
 - ・ドイツ政府、欧州委員会のヘイトスピーチの拡散を防ぐための規約に5社が合意。
 - ・欧州ではネット上のヘイトスピーチの通報、24時間以内に確認し、削除対応。
例) 法務省が要請…崔江以子さんYouTube、Twitter、アメブロ等が削除(昨年11月)

②Twitter 社日本法人

- ・「特定の人種、性別、宗教などに対するヘイト行為」の禁止をユーザーに明示。
- ・ヘイト対策法後「法務局が違反判断した削除要請には関しては対応する」と回答
- ・Twitter上に「違反報告」フォームを設置。

(3) 差別的投稿・不適切書き込みのチェック(自動システムチェックの導入)

- ①差別的・侮辱用語の自動収集・チェックを行い、発信者に警告を表示。
- ②HP、ブログ、掲示板、SNSなど、すべてサーバーを通過・利用。
⇒ネット掲載する前に、不適切用語をPCが自動チェックは技術的に可能!

【参考 「児童の保護」・犯罪等への企業の取り組み】

- 大手サイト Mobage:(DeNA)、②mixi(ミクシー) ③GREEの対応
- ・200~400人のスタッフ、24時間365日体制。ネットパトロール。
 - ・違反単語を自動収集。規約違反の悪質書き込み、違反常習者は退会処分。
 - ・不適切な書き込みに対しては、削除、勧告、利用停止等の措置。
 - ・利用規約に、「必要な範囲でメールの内容を確認する」と、事前承諾を得ている。

4. 個人に出来ること(反ヘイトスピーチの闘いから学ぶ)

- ①差別投稿への通報・報告
- ②カウンター投稿(デマ情報の否定)
- ③正しい情報発信

